

令和3年度第2回みよし市公平委員会議事録

日時 令和4年3月8日(火)

開会 午後3時

閉会 午後3時10分

場所 市役所6階601・602会議室

出席者(公平委員会)

委員長 藤本光夫

委員 村上雅則

委員 倉橋洋子

(事務局)

総務部部长

清水創一

事務職員(総務部次長兼総務課課長)

小野田浩司

総務部副参事

服部誠

事務職員(総務課副主幹)

鈴木正康

次第

1 挨拶

2 議題

職員団体登録事項の変更について

3 その他

名 前	内 容
小野田次長	<p>本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、ただ今から令和3年度第2回みよし市公平委員会を開催します。始めに藤本委員長から御挨拶をお願いします。</p>
藤本委員長	<p>コロナがすごく、もう第6波くらいでしょうか、やってきて、国中のいろいろな計画が狂ってきている感じがします。幸いと言っていいかどうか分かりませんが、公平委員会には直接的な影響はまだ生じていないのではないかと考えておまして、今日無事に終わることができれば、令和3年度終わりになるわけです。</p> <p>私がまずいつも最初に、確認をさせていただくのは、出席の委員が3名、全員が出席しております。そして、地方公務員法第11条第1項に基づいて、定足数が満たされていると。従いまして、ただ今から令和3年度第2回みよし市公平委員会の会議を開催させていただきます。まず、最初と言っても、議題は1つのみ予定されておりますが「職員団体登録事項の変更について」、この議題でございます。それでは職員のほうから説明をお願いします。</p>
鈴木副主幹	<p>私の方から説明させていただきます。まず、資料1ページを御覧ください。令和4年2月14日付けでみよし市教員組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づきまして、役員の改選に伴う職員団体役員改任届が3ページから5ページのとおり、また、事務所の所在地の変更届が6ページのとおり公平委員会に提出されております。</p> <p>公平委員会では、既に登録を受けております職員団体からこのような届出が提出された場合におきまして、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づきまして、その内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。</p> <p>まず、役員の改任届につきまして委員の皆様にご確認していただきたい点は、資料2ページの地方公務員法第53条第3項及び第</p>

4項の下線部の3点となります。1点目としましては、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかという点、2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかという点となります。3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点となります。まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料4ページの役員改任証明書によって、みよし市教員組合選挙管理委員長が証明しております。次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料5ページのとおり、投票総数235名に対しまして、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることが分かります。最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で教育委員会に問い合わせをしまして、市内の小中学校に勤務している教員のみによって組織されていることを確認いたしました。以上が役員改任届の説明となります。

続きまして資料6ページを御覧ください。今回の役員改任に伴い、執行委員長が改任となりました。みよし市教員組合規約の規定によりまして、組合の事務所は、執行委員長の勤務校に置くことになっておりますので、こちらのとおり事務所変更届の提出がされております。この内容につきましても、執行委員長の勤務校を教育委員会で確認したところ、三好中学校に勤務されていることが確認できました。

今回提出されました役員改任届と事務所の所在地の変更届を委員の皆様にご確認をいただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行いまして、資料7ページの案のとおり本日付けでみよし市教員組合に通知させていただきたいと思っております。

以上で説明とさせていただきます。

藤本委員長

ありがとうございました。大きく2つに分けて、1つは規定上の3点にわたる確認事項というものがございます。これは、特にこちらでいつも質問しているのが、出席者がどうなのか。投票権者と投票者が集まっているかということが1つあります。それにつきましては、表が添付されておりまして、4ページの表は改任証明書となっております、組合総数が277名、出席された組合員の方が235名、当然過半数には十分達しております。そして投票方法は、1人1票、直接無記名、立候補された方が12名ありました。その12名に関しましては、5ページに立候補者とその投票結果が出ておられます。執行委員長を始めとして、全委員にそれぞれ投票が行われて、信任が圧倒的に多数ということでございます。不信任というのもほとんど零ですが、2名の方が1票ずつ不信任の票が当たっているということですね。ですから、選出ということに関しては、全く問題はないと。これによって、12名の委員の方は、いわば信任された、当選、信任ですね。それで、委員の方、何か御質問あれば出していただきたいということです。

特に第3点目の出席者、選挙権者と言いますか、こういう資格の方たちはどういう方なのか、それから、そういう方が出席されていたかどうかという判定についても、市役所の職員の方が確認されておりますので、これは従来どおりの確認ということで、問題はないと考えます。あと何かございましたら、質問を出していただければと思います。

それから第2点目の承認事項というものは、委員長の所属校が違ったということで、組合の事務所が、その所属校に置かれると。従って、新しい所属校、みよし市立三好中学校に今年度、組合の事務所が置かれるということですね、説明がございました。これは毎年、確認をして承認をしている事柄でございまして、特に新しい内容が付け加わったとかですね、大事なところで欠けているとかですね、そういうことがなければ承認ということで大丈夫かと思っております。よろしいでしょうか。

	<p><各委員承認></p>
藤本委員長	<p>では承認がされましたので、決定といたします。承認は、第1番目と2番目の住所の変更も申し分ない、何も異議がないということで承認です。</p> <p>それでは、ほかに何か事務職員からありますか。</p>
鈴木副主幹	<p>今回は特にございませぬ。</p>
藤本委員長	<p>それでは、これを持ちまして、本日の今年度第2回目のみよし市公平委員会の会議を終了させていただきます。</p>
小野田次長	<p>本日はお忙しいところありがとうございました。</p>